

青梅市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 5 月 3 1 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

青梅市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項各号列記以外の部分中「こと」を「とすること」に改め、同条に次の 2 項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項にかかる連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が 20 人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項にかかる連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第 6 条の 3

第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)

(2) 法第6条の3第12項および第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用にかかる地方公共団体の補助を受けているもの

第16条第2項第4号中「乳幼児の食事の内容」を「利用乳幼児の食事の内容」に改め、「付則第3項において同じ。」を削る。

第37条第2号中「(平成24年法律第65号)」を削る。

第45条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(付則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

付則第3項中「(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)」を削る。

付則第4項中「家庭的保育事業者等」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5年」を「10年」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

青梅市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 保育所等との連携に関する規定の見直し（第6条関係）

家庭的保育事業者等において、連携施設で当該保育終了後に受け入れて教育または保育をすることが著しく困難であるときは、連携施設の確保に限らず、連携協力を行う保育事業者を適切に確保すれば足りるとする。

(2) 保育所型事業所内保育事業者における特例の追加（第45条関係）

保育所型事業所内保育事業を行うもので、地域枠の乳幼児の受け入れをしている場合でも、恒常的に満3歳以上の児童を受け入れているなど、市長が適当と認めるものは、連携施設を確保しないことができる。

(3) 連携施設の経過措置に関する猶予期間の見直し（付則第4項関係）

家庭的保育事業者等において、連携施設の確保が著しく困難である場合で、必要かつ適切な支援をすることができる場合には、連携施設の確保にかかる規定の適用を猶予する経過措置期間を5年延長し、10年とする。

(4) その他所要の規定の整備

3 施行期日

公布の日

青梅市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）

改正後	現行	備考
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供にかかる連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しない<u>とすることができる。</u></p> <p>(1)および(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項にかかる連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、<u>同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>5 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項にかかる連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）</u></p> <p><u>(2) 法第6条の3第12項および第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用にかかる地方公共団体の補助を受けているもの</u></p> <p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供にかかる連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しない<u>こと</u>ができる。</p> <p>(1)および(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p>	

<p>の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備にかかる部分に限る。）および第23条第1項本文（調理員にかかる部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第2条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備または調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</p> <p>（連携施設に関する経過措置）</p> <p>4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>5～10 略</p>	<p>の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備にかかる部分に限る。）および第23条第1項本文（調理員にかかる部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第2条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備または調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</p> <p>（連携施設に関する経過措置）</p> <p>4 家庭的保育事業者等</p> <p>は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>5年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>5～10 略</p>	
--	--	--

<p><u>付 則</u> この条例は、公布の日から施行する。</p>		
---	--	--